

「エージェントの代理調印によるシンジケートローン契約変更契約の締結に関する検討」の公表にあたって

国内シンジケートローン取引において、調印済みのシンジケートローン契約を変更する場合、通常、契約当事者全員の書面による合意を要し¹、かかる契約当事者全員（借入人、全貸付人、エージェント）がそれぞれ変更契約書に記名押印することで行われています。シンジケートローン変更契約の調印事務は、通常、エージェントを務める金融機関が取り纏めを行い、借入人及び各貸付人はエージェントからの依頼に従って調印事務に対応しています。

もともと、この方式による場合、貸付人においては当該貸付人の代表者又は代理人が記名押印するための手続きを経た上で調印書類をエージェント宛に郵送する必要がある一方、エージェントにおいては調印書類の確認、製本、保管等の対応を行う必要がある等、貸付人、エージェント双方における調印事務の負担は少なくありません。また、緊急性が求められる変更契約の場合においては、調印事務に要する期間により借入人にとって不都合が生じる場合や、あるいは借入人及び各貸付人が短期間での調印事務の対応を求められる等、契約当事者全員が、必要以上に負担を強いられる場合もあります。

これに対し、エージェントが貸付人を代理して変更契約を調印する方式（代理調印方式）が採用された場合には、貸付人、エージェント、借入人において、これらの負担等の軽減に繋げることができると考えられます。しかしながら、「代理調印方式」は、海外シンジケーション市場では採用されているものの、国内市場では、法務面及び実務面での問題が十分に整理されてこなかったことから、現状においては、必ずしも一般的な市場慣行となっていないと思われま

そこで、今般、JSLAとして、「代理調印方式」を法的面から検証し、実務上の留意点を整理することで、「代理調印方式」を、これまでの調印方式とは異なる新たな調印手法の一つとして提示することと致しました。今般の公表により、国内シンジケーション市場の参加者が「代理調印方式」の採用を検討する契機となれば幸いです。

尚、本検討の法的論点については、森・濱田松本法律事務所（佐藤正謙弁護士、青山大樹弁護士、越智晋平弁護士）からのご助言を頂いた他、別途作成頂いたメモランダム（以下「メモランダム」）を併せて公表することと致します。

平成 27 年 2 月
日本ローン債権市場協会 事務局

¹ 契約変更の合意の当事者となることを要する貸付人の範囲に関しては、常に全貸付人の合意を要求する例の他に、一定の変更事項に関しては多数貸付人の合意をもって足りるとする例や、シンジケートローンの解体に備えて多数貸付人及びエージェントの合意による契約変更について定める例もある。本公表においてはこのうち全貸付人の合意を要求する例を念頭に置いて行う。